

# 風間浦村国土強靱化地域計画

令和3年3月

青森県風間浦村

## 【目次】

### 第1章 地域計画の基本的な考え方

- 1. 地域計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
- 2. 目指すべき将来の姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
- 3. 地域計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
- 4. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

### 第2章 地域を強靱化する上での目標及び方針の明確化

- 1. 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2. 事前に備えるべき目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

### 第3章 想定するリスク

- 1. 特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2. 対象とする災害等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3. 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)・・・・・・・・・・ 6

### 第4章 脆弱性評価

- 1. 脆弱性評価の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2. 脆弱性評価の実施手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3. 脆弱性評価結果に基づく対応方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4. 重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 5. 施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

### 第5章 計画の推進

- 1. 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2. 計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3. 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

- 起きてはならない最悪の事態ごとの評価結果と対応方策・・・・・・・・ 9

【別表】風間浦村国土強靱化地域計画事業一覧

## 第1章 地域計画の基本的な考え方

### 1. 地域計画策定の趣旨

日本は、数多くの災害に苛まれる度に、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的・文化的損失を被ってきた。国はそこから得られた教訓を踏まえ、様々な対策を講じて長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきた歴史を振り返り、「事後対策」を避け、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を制定した。また、基本法第 10 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年 6 月に国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定し、今後の大規模自然災害に備え、強靱な国づくりに向けた施策を推進している。

また、青森県においても平成 29 年 3 月に「青森県国土強靱化地域計画」を策定している。今後、国全体の国土強靱化政策や青森県の強靱化に関する施策との調和を図りながら、国や県内市町村などの関係者相互の連携のもと、本村においても、大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興が可能で強靱な地域をつくりあげるために、「風間浦村国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定し、取組みを推進する。

### 2. 目指すべき将来の姿

本計画において住民の生命を守ることを最優先に「住民が安全・安心に暮らせる持続可能な風間浦村」を目指す。

目指すべき将来の姿 『住民が安全・安心に暮らせる持続可能な風間浦村』

### 3. 地域計画の位置づけ

本計画は、基本法に基づく計画であり、国の基本計画及び青森県国土強靱化地域計画との調和及び連携を図る。

また、風間浦村総合計画との整合を図るとともに、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとする。なお、基本計画に基づく地域計画は、事前の防災・減災により発生しうる最悪の事態に備え、甚大な被害を避ける実行計画であるが、地域防災計画は災害対策基本法に基づくものであり、災害時・災害後の応急対策や復旧・復興対策について定めたものである。いずれの計画も地域住民の命を守ることを最優先としており、それぞれの計画の目的に合わせて役割分担を図る。

### 4. 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

なお、計画期間内において、計画の適切な進行管理及び社会情勢などの変化の把握に努め、必要に応じて計画の見直しを行う。

## 第2章 地域を強靱化する上での目標及び方針の明確化

基本計画及び青森県国土強靱化地域計画との調和を図りながら、強靱化を推進する上での目標を明確化するために4項目の「基本目標」と、基本目標を達成するために「事前に備えるべき目標」を設定する。

さらに、「基本目標」と「事前に備えるべき目標」を踏まえ、本計画の「基本方針」を設定する。

### 1. 基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られることを最優先とする
- ② 村及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

### 2. 事前に備えるべき目標

地域住民の命を守ることを最優先に考え、地域の実情や特性を踏まえて基本目標を達成するために必要となる「事前に備えるべき目標」は次のとおりとする。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
- ③ 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせないこと
- ⑤ 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
- ⑥ 重大な二次災害を発生させないこと
- ⑦ 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

### 3. 基本方針

防災・減災、国土強靱化を推進するために以下の「基本方針」を設定した。

#### ○適切な施策の組み合わせ

- ① ハード施策とソフト施策の適切な組み合わせ
- ② 自助・共助・公助の適切な組み合わせ
- ③ 非常時のみならず平時にも有効活用できる対策

#### ○効果的かつ効率的な施策の推進

- ① 社会情勢の変化等を踏まえた効果的かつ効率的な施策の推進
- ② 国・県の施策、既存の社会資本、民間資金の活用

#### ○地域特性を踏まえた施策の推進

- ① 地域特性や実情を踏まえた施策の推進
- ② 寒冷多雪地域であることを踏まえ、冬期間における災害発生を念頭においた対策

### 第3章 想定するリスク

#### 1. 特性

##### (1) 自然的特性(位置、地勢、河川、気候)

青森県下北半島の北西部に位置し、東部と南部はむつ市大畑町に、西部は大間町に隣接し、北部は津軽海峡に面し、海峡を隔てて北海道と対峙している。地形は、東西 20 km、南北 8km、総面積 69.55 km<sup>2</sup>に下風呂、桑畑、易国間、蛇浦の4集落が点在している。総面積の 92.9%は林野で、うち 78.8%を国有林野が占めている。易国間川と目滝川の氾濫が起こりうる2つの河川があり、気候については積雪寒冷地帯で春から夏にかけては偏東風(ヤマセ)が吹き、冬期は偏西風(タマカゼ)が非常に強く吹き荒れる日が多い。

##### (2) 社会経済基盤等

###### 【道路】

○一般国道 — 国道 279 号

###### 【バス】

○路線バス

##### (3) 人口

###### 【人口推移】

人口は一貫して減少しており、平成7年と平成 27 年の比較において、1,036 人減少(34.4%減)している。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 22 年度には 2,078 人の減少が見込まれている。

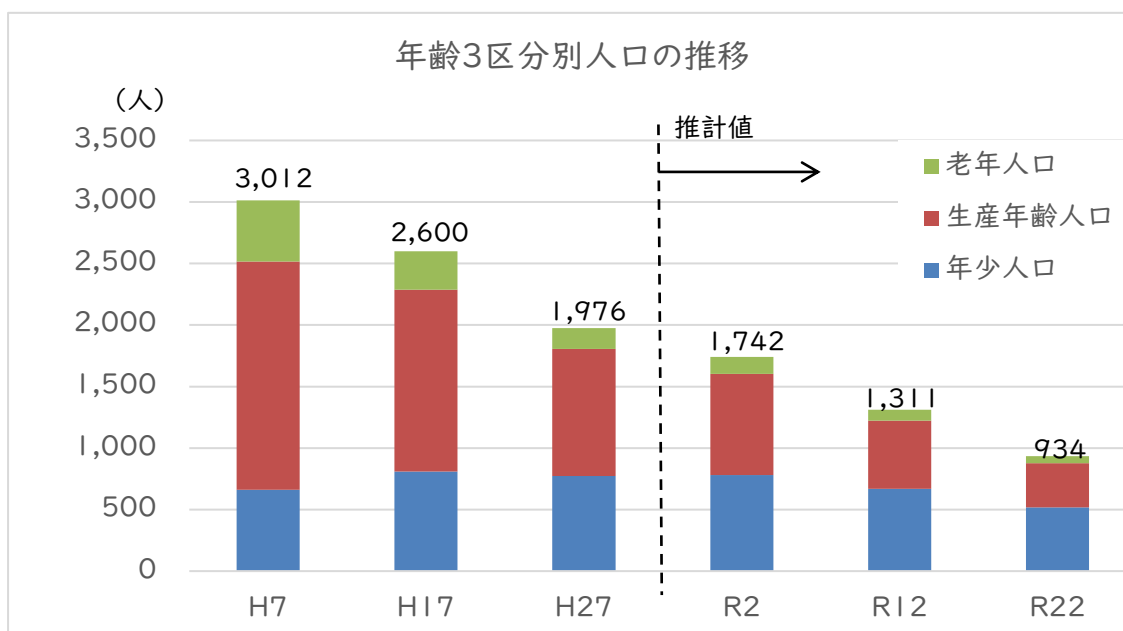
表 年齢3区分別人口の推移

→ 推計値

単位:人

| 年度                 | 平成7年  | 平成17年 | 平成27年 | 令和2年  | 令和12年 | 令和22年 | 増減(平成7年-令和22年) |        |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------------|--------|
|                    |       |       |       |       |       |       | 増減             | 増減率    |
| 年少人口<br>(15歳未満)    | 497   | 312   | 170   | 139   | 88    | 57    | ▲440           | ▲88.5% |
| 生産年齢人口<br>(15~64歳) | 1,854 | 1,478 | 1,032 | 823   | 553   | 360   | ▲1,494         | ▲80.6% |
| 老年人口<br>(65歳以上)    | 661   | 810   | 774   | 780   | 670   | 517   | ▲144           | ▲21.8% |
| 総人口                | 3,012 | 2,600 | 1,976 | 1,742 | 1,311 | 934   | ▲2,078         | ▲69.0% |

出典:国勢調査(平成7年-平成27年)、国立社会保障・人口問題研究所(令和2年-令和22年)



## 2. 対象とする災害等

国の基本計画においては、大規模自然災害を対象としている。本村においても国の基本計画と同様に「大規模自然災害」を「想定するリスク」として設定する。

「起きてはならない最悪の事態」の設定にあたっては、これまで県内において発生した災害による被害や、最新の被害想定調査の結果のほか、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害の発生可能性についても配慮する。

また、大規模自然災害に起因する二次災害についても対象とする。

参考として、これまでに県内において発生した自然災害による被害等について、以下に掲載する。

### (1) 地震・津波

| 災害名<br>(発生年月日)           | 震度         | 死傷者等                           |
|--------------------------|------------|--------------------------------|
| 十勝沖地震<br>(S43.5.16)      | マグニチュード7.9 | 死者 46名<br>行方不明者 2名<br>負傷者 671名 |
| 日本海中部地震<br>(S58.5.26)    | マグニチュード7.7 | 死者 17名<br>負傷者 25名              |
| 三陸はるか沖地震<br>(H6.12.28)   | マグニチュード7.9 | 死者 3名<br>負傷者 783名              |
| 東北地方太平洋沖地震<br>(H23.3.11) | マグニチュード9.0 | 死者 3名<br>行方不明者 1名<br>負傷者 95名   |

〈青森県地震・津波被害想定調査〉

青森県は、青森県周辺の太平洋沖合、日本海沖合、内陸直下の各々の領域に最大クラスの地震を想定し、人的被害及び建物被害等の調査を行った。

| 名称<br>(調査年度) | 太平洋側海溝型地震<br>(H24・H25)   | 日本海側海溝型地震<br>(H27)   | 内陸直下型地震<br>(H24・H25)  |
|--------------|--|--|---|
| Mw*          | 9.0  | 7.9  | 6.7   |
| 考え方          | 昭和 43 年十勝沖地震及び平成 23 年東北地方太平洋沖地震の震源域を考慮し、青森県に最も大きな地震・津波の被害をもたらす震源モデルを設定 | 「日本海における大規模地震に関する調査検討会(国土交通省)」で設定された震源モデルのうち、「平成 26 年度津波浸水想定調査(青森県)」において採用した 4 つの断層を震源モデルとして設定 | 「青森湾西岸断層帯の活動性及び活動履歴調査(産業総合研究[2009])」により入内断層北に海底活断層が推定されたことから、震源モデルを設定 |
| 想定被害の概要      | 最大震度 7<br>死者数 約 25,000 人   | 最大震度 6 強<br>死者数 約 6,900 人  | 最大震度 7<br>死者数 約 2,900 人   |

\*モーメントマグニチュード:岩盤のずれの規模(ずれ動いた面積×ずれた量×岩盤の硬さ)により計算される。

〈風間浦村の被害想定(太平洋側海溝型地震)〉

青森県地震・津波被害想定調査を踏まえて、風間浦村においては太平洋側海溝型地震が最も影響があると想定されており、死傷者数 240 人、建物被害約 1,300 戸以上、人口の約 70%もの住民が避難しなければならない事態となる想定である。

こうした事態を回避するためにも災害予防、応急体制の整備が必要となっている。

| 人的被害(人) |      | 建物被害(戸) |      | 避難者数<br>(1日後) |
|---------|------|---------|------|---------------|
| 死者数     | 負傷者数 | 全壊棟数    | 半壊棟数 |               |
| 200     | 40   | 800     | 560  | 1,300         |

出典:青森県地震・津波被害想定調査

(2) 風水害

台風や暴風雨による被害として、堤防の決壊や河川の氾濫などによる住家の全半壊や床上・床下浸水などの建物被害、道路冠水、教育・福祉施設、商工業関係などへの被害、倒木等による交通障害、公共施設への被害などが想定される。

これらが複合的に重なった場合、甚大な被害が発生する可能性が考えられる。

(3) 暴風雪・豪雪被害

豪雪の災害リスクとして、雪の重みによる家屋等の建物被害や倒木、それに伴う道路閉鎖、送電線の切断による停電などが想定され、それらが複合的に重なった場合、甚大な被害が発生する可能性が考えられる。

### 3. 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

「事前に備えるべき目標」に対して 17 の「起きてはならない最悪の事態」を設定

| 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) |  |
|------------------------|--|
| 1                      | 地震による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生                               |
| 2                      | 大規模津波による多数の死傷者・行方不明者の発生  |
| 3                      | 異常気象による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫                                |
| 4                      | 大規模な土砂災害による死傷者の発生  |
| 5                      | 暴風雪や豪雪による死傷者の発生  |
| 6                      | 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生                |
| 7                      | 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止                                     |
| 8                      | 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生   |
| 9                      | 自衛隊、警察、消防、海保等の救助・救急活動等が実施できない事態                                |
| 10                     | 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 |
| 11                     | 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下                                    |
| 12                     | 経済活動の停滞による物流の停止  |
| 13                     | 基幹的交通ネットワーク(陸上・海上)の機能停止  |
| 14                     | 各種エネルギー供給機能の長期停止   |
| 15                     | 水道施設等の長期間にわたる機能停止  |
| 16                     | 二次災害の発生  |
| 17                     | 復旧・復興が大幅に遅れる事態   |



## 第4章 脆弱性評価

### 1. 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害による被害を回避するための対策（施策）や、現状の社会経済システムのどこに問題があるかについて把握するため「脆弱性評価」を行う。

### 2. 脆弱性評価の実施手順

手順① 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策を抽出し、その達成度や進捗を把握し、現状の脆弱性を総合的に分析・評価する。

手順② 現状で把握できるデータや施策の進捗状況等を踏まえて実施する。

手順③ 施策の達成度を示す「重要業績評価指標（KPI）」を参考値として活用する。

### 3. 脆弱性評価結果に基づく対応方策

#### （1）対応方策の取りまとめの考え方

○「脆弱性評価」の結果を踏まえ、今後必要となる施策を検討し「対応方策」として整理する。

○「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに評価結果と対応方策を対比して掲載する。

#### （2）起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策

### 4. 重点施策

影響・効果の大きさ、緊急性や自助・共助の推進といった観点から重点的に取り組む分野・施策を選定し、実施していく。

### 5. 施策の推進

本計画に基づき実施される具体的な事業については「風間浦村国土強靱化地域計画事業一覧」（別表）に明記する。なお、「事業一覧」は、各事業の実施状況に合わせて更新する。

## 第5章 計画の推進

### 1. 計画の推進

本計画に掲げる施策の実効性を確保するため、全庁的に取り組むとともに、県や県内市町村及び民間事業者等との連携を図り、効果的な施策の推進につなげていく。

### 2. 計画の進捗管理

施策の進捗管理や効果を検証するため、それぞれの施策に重要業績評価指標（KPI）を設定し、限られた行財政資源の配分と効果的・戦略的な取組により国土の強靱化を推進するため、適宜評価及び進捗管理を行う。

### 3. 計画の見直し

今後の社会情勢の大きな変化や考慮すべき自然災害のリスクの変化、国や県などの強靱化に関する施策の取組状況、施策の進捗状況などを考慮しつつ、計画期間中であっても必要に応じて対応方策や事業の見直しを行うものとする。

なお、本計画は、他の様々な分野の計画における国土強靱化に関する指針となるものであることから、他の計画においては、それぞれの計画の見直しや改定等の時期に合わせて本計画を踏まえた検討を行い整合を図るものとする。